

# 取引先から「インボイス」を求められたが？ 消費税課税事業者は登録申請を、 免税業者は早めの相談を

「取引先からインボイスの提示を求められたがどうしたらよいか？」という問い合わせが増えていきます。

**インボイス制度とは**

インボイス制度は、来年十月から実施される予定のもので、取引時の請求書や領収書に、税務署に申請をして交付された「登録番号」を記載する制度のことです。

段階的ですが、インボイスのない領収書では、消費税申告での「経費」（仕入控除）として認められなくなるのです。インボイスの出せない事業者と付き合えばその分の消費税額が増えるため、インボイスを出せない事業者が様々な取引から排除される可能性が増えます。

それでは、申請をして「登録番号」の交付を受ければいいのか。ただし、インボイスの登録申請ができるのは「課税事業者」だけです。従ってこれまで課税売上が一千万以下で申告・納税義務のなかった事業者は課税事業者にならなければ申請ができません。インボイスを出すためには課税事業者にならざるを得ないのです。

当然、消費税の申告・納税が発生し、新たに負担が増えることとなります。

**課税事業者の場合は来年三月末までに登録申請を**

現在、課税事業者で、消費税申告をしている方は、税務署に登録申請を行います。申請用紙は事務所に準備してあります。書類提出後、「登録番号」が送られてきますので、その番号を取引先に提示して下さい。登録申請の期日は来年三月末までです。

いま免税業者の方は、どのように対処すればいいのか相談の上、必要な手続きを行いますので、事前の連絡の上事務所にお越し下さい。

**民商はインボイス制度に反対しています**

国税当局は「インボイス制度は複数税率の元で取引の正確な消費税額と消費税率を把握するため」と説明していますが、実態は、免税事業者を淘汰し、消費税収の増を狙うものです。民商では消費税率の引き下げとあわせて、インボ

## 春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三  
081-1148-1111  
FAX 081-1148-1111

イスの実施中止をもとめる署名に取り組んでいます。皆さんのご協力をお願いします。

**民商まつり実行委員会開かれる**

3年ぶりに開催予定の第14回春日井民商まつりの第1回実行委員会が7月20日に開かれ、今年のまつりの概要について確認されました。

**開催日**  
11月13日(日)

ただし雨天中止

当面、月1回のペースで実行委員会を開催し、まつりの出し物や準備について協議し確認します。次回実行委員会は8月24日です。まつりの要望や意見のある方は支部役員までお知らせ下さい。

**8月27日(土)午後7時～事務所  
将来の春日井民商を考える会**

定期総会方針で確認された上記の集まりを開催します。民商でやりたいことを話し合います。当日は軽食・飲み物を準備します。アルコール類を飲みたい方は車の参加は×  
参加いただける方は電話して下さい。

**小豆島ソーメン好評販売中！**  
1.8kg入り2,200円  
好評につき残りわずかです



**今年の夏季休業は8月12日(金)・15日(月)・16日(火)、  
祝土日はさむため、11～16日は事務所はお休みです**

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀